

《 判例研究 》

金融持株会社取締役の企業集団に係る内部統制体制の構築・運用義務

—東京地方裁判所令和2年2月27日判決 LLI / DB
L07530462—

松井 英樹

1. 事案の概要

(1) 本件は、株式会社A(以下「A」という。)の株主である原告らが、Aの取締役であった被告らに対し、Aの完全子会社である株式会社B銀行(以下「B銀行」という。)と、株式会社C(以下「C」という。)との提携ローン(以下「本件キャプティブローン」という。)において、融資先に、Aの内部の基準によれば反社会的勢力に該当する者が含まれていることを認識したにもかかわらず、Aの取締役として、①新たに反社会的勢力との取引が発生することを防止するための体制を構築する義務、及び②B銀行に対し、認識した当該反社会的勢力との取引を解消するために具体的な措置を講じるべき義務を怠ったという善管注意義務違反によって、Aが業務停止や信用毀損等の損害を被ったなどと主張して、会社法423条1項、847条3項に基づき、被告らに対し、連帯して、Aに同損害に相当する額等の損害賠償金の支払を求めた事案である。

(2) Aは、銀行法により子会社とすることができる会社等の経営管理及びこれに附帯する業務を目的として設立された銀行持株会社であり(以下、A及びその子会社を含む企業グループを「Aグループ」という。)、B銀行は、Aの完全子会社である。原告らは、いずれも、平成25年12月27日以降、継続してAの1単元以上の株式を有する株主であり、被告らは、いずれもA及びB銀行

において取締役等を務めた者である。

(3) Aグループにおいては、Aとの取引にふさわしくない者を排除し、また、トラブルの発生を未然に防ぐことを目的として、総会屋や暴力団構成員等のいわゆる「反社会的勢力」よりも広範な概念として、反社会的勢力に加え、金融犯罪者等を含む「不芳属性先」という枠組みを設定し、新聞、雑誌等から得られる外部情報又は営業部店等から提供される内部情報を収集して、不芳属性先の情報を登録したデータベース（以下「Aデータベース」という。）を構築していた。Aデータベースの管理や情報収集は、Aのコンプライアンス統括部が担当していた。

B銀行においては、新規取引を行う場合、対象先について、Aデータベースを用いて反社会的勢力該当性の確認（入口チェック）を行うこととされており、取引開始後も、継続的に、取引の相手方が反社会的勢力に該当するか否かの確認（事後チェック）を行い、取引の相手方（顧客）が新たに反社会的勢力と認定された場合には、当該顧客をAデータベースに登録し、「反社認定先」として管理を行うとともに、取引の規模を可能な限り縮小し、最終的には解消する方針で対応することとしていた。

(4) 本件キャプティブローンは、平成9年3月、B銀行の前身である株式会社E銀行において取扱いが開始され、平成16年にCとAグループが包括業務提携をした後も継続されたものであり、割賦販売法上の個別信用購入あっせんのうち、①購入者（顧客）、②販売業者（加盟店）、③クレジット業者（信販会社）及び④金融機関が取引に関わる4者提携ローンである⁽¹⁾。Cは、販売業者から審査の依頼を受け、自身が有する反社会的勢力等の情報を登録したデータベースを用いて反社会的勢力該当性の確認を行い、当該確認を通過した顧客について代金決済を実行していた。しかし、同データベースには随時、反社会的勢力等の情報が追加されることから、本件キャプティブローンの契約締結時に、本来ならば反社会的勢力に該当し、契約締結を拒絶すべき者であるにもか

かわらず、これを見過ごしてしまったり、あるいは、本件キャプティブローンの契約締結時は反社会的勢力に該当しなかった顧客であっても、事後的に反社会的勢力に該当するようになったりするなど、本件キャプティブローンの顧客に反社会的勢力に該当する者が入り込む余地があった。

（5）金融庁は、B銀行に対する平成24年度の金融検査（以下「本件検査」という。）を実施し、金融庁の検査担当官は、B銀行の担当者に対し、本件キャプティブローンに係る反社会的勢力との取引の管理体制の実情等について質問した。B銀行の担当者は、金融庁の検査担当官に対し、本件キャプティブローンの事後チェックの結果は、担当役員への報告にとどまり、取締役会又はコンプライアンス委員会には報告していないと回答したが、これは事実と異なるものであった。

金融庁長官は、本件キャプティブローンにおいて多数の反社会的勢力との取引が存在することを把握してから2年以上も取引の防止・解消のための抜本的な対応がとられず、反社会的勢力との取引が多数存在するという情報も担当役員止まりとなっていること等について、経営管理態勢、内部管理態勢、法令等遵守態勢に重大な問題点が認められると判断して、平成25年9月27日付けで、B銀行に対し、反社会的勢力と決別し、健全かつ適切な業務運営を確保するための法令等遵守態勢及び経営管理態勢の見直し及び充実強化すること等を内容とする業務改善命令を発出した。B銀行は、同日、上記業務改善命令を受けた

-
- （1） 本件キャプティブローン取引の流れは、以下の通りである。①顧客と加盟店との間で取引が発生すると、②加盟店がCに対し審査を依頼し、③Cは、反社会的勢力該当性を含めた審査を通った顧客について代金決済を実行する。④その後、Cは提携している金融機関の中から一つを選択し、融資実行の依頼をする（B銀行に対し依頼をする場合には、1回当たり数千件を一括して依頼する。この時点では、B銀行は具体的な顧客を特定することができない。）。⑤これを受けて、B銀行は、Cに対し依頼を受けた合計額を支払い（法形式上は、Cが顧客を代理して貸付金を受領していることとなる。）、⑥これと同時に、個別の顧客とB銀行との間で、金銭消費貸借契約が成立する。⑦顧客は、Cに対し毎月一定額を支払い、⑧Cは、B銀行に対し、定時に一括して回収金（顧客から回収した融資金及び利息金）を支払う（⑨Cは、B銀行に対し、顧客の貸金債務を連帯して保証するため、不払等が発生した場合には、B銀行に対し、保証債務を履行する。

旨を公表した。

その後、B銀行は、上記業務改善命令に基づき、業務改善計画を作成し、同年10月28日、金融庁に対してこれを提出した。なお、B銀行は、Cによる本件キャプティブローンに関する調査結果を検証するため、検証委員会を設置したところ、同検証委員会は、同年12月27日付けで、Cによる反社会的勢力排除の体制は十分であったなどとする報告書を提出した。

(6) その後、金融庁長官は、B銀行の経営陣が、本件検査における指摘以降も、前記業務改善命令を受けるまでの間、本件キャプティブローンに関する問題の重大性を認識することなく、組織的な課題の引継ぎ等ガバナンスを含めた根本的な問題の洗い出しを行っていなかったことや、本件検査における報告において前提となる事実を誤って回答していること等の重大な問題点が認められるとして、平成25年12月26日付けで、B銀行に対し、一定期間本件キャプティブローンの新規取引を停止する業務停止命令や、業務の健全かつ適切な運営を確保するため業務改善計画を提出すること等を内容とする業務改善命令を発出した。また、金融庁長官は、Aの取締役会には、反社取引排除というグループ一体となって取り組むべき課題に対して、子会社の各部任せにするなど、適切なグループ経営管理機能を発揮していなかったことなどの重大な問題点が認められるとして、同日付けで、Aに対し、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための態勢の強化や業務改善計画の提出等を内容とする業務改善命令を発出した。B銀行及びAは、同日、金融庁から上記業務改善命令等を受けた旨を公表した。

その後、Aは、上記業務改善命令に基づき、業務改善計画を作成し、平成26年1月17日、金融庁に対してこれを提出した。

(7) 原告は、被告らには、反社会的勢力との新たな取引を防止するための体制構築義務、および具体的取引の解消につき何らの具体的な措置を講じなかった点で善管注意義務違反があると主張して、平成25年12月27日、当時のAの

監査役に対し、平成26年改正前の会社法847条1項に基づく提訴請求をしたうえで、Aが上記提訴請求の日から60日を経過しても同請求に係る訴えを提起しなかったため、平成26年3月29日、本件訴えを提起した。

2. 判旨

(請求棄却 控訴)

(1) …被告らの義務違反の有無が問題となる平成22年から平成23年当時、本件キャプティブローンを含む銀行取引において、暴力団との取引を排除する取組を行うことが社会的に要請されていたといえることができる。

また、改正前銀行法(の)…規定に鑑みれば、改正前銀行法上、銀行持株会社について、子会社である銀行の具体的な業務の経営管理は法律上の義務として定められておらず、銀行持株会社が行うべき経営管理の内容は、子会社である銀行の株主としての権利行使を通じて、子会社である銀行の業務について基本方針を定めることや、同銀行の取締役を選任すること、上記の基本方針が遵守されているかを監督し、必要に応じ是正を求めるといような経営管理業務が想定されていたといえることができる。

そうすると、銀行持株会社であるAの取締役である被告らは、本件キャプティブローンが反社会的勢力に対する融資になりかねないという点で問題となり、B銀行からAのコンプライアンス委員会に報告されて被告らが認識した平成22年から平成23年当時、反社会的勢力に対してグループの組織全体で対応することができるよう、倫理規定や社内規則等の規程を制定するとともに、専門の部署を設置するなどして反社会的勢力に対し一元的に対応する組織体制を整備し、反社会的勢力からの被害を防止するために、Aグループ全体として顧客の属性判断を行う体制を内部統制システムとして構築する義務、そしてこれが適正かつ円滑に運用されるように監視する義務を負っていたといえる。具体的には、Aにおいて子会社の業務に関して反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、この基本方針が遵守されているかを監督し、必要に応じて是正を求めることをAの取締役会で決議するなどの義務を負っていたといえるべきで

ある。そして、具体的な反社会的勢力排除の方法は種々考えられるため、このような組織体制の整備に当たっては、取締役の判断に一定の裁量が認められるべきである。

そして、A の取締役として被告らは、こうした体制を構築し、同体制が適正かつ円滑に運用されるように監視し、あるいは子会社の株主として A が適切に権利行使するようにさせることによって上記の義務を履行するものであり、子会社の業務において上記のグループとしての内部統制システムの円滑な運用に支障を来すような事情が見受けられないにもかかわらず、子会社である銀行に対して具体的な業務を直接指導するなどの義務を負うことはないというべきである。

…改正前銀行法の規定も、銀行持株会社について子会社である銀行の経営管理を法律上の義務として定めるものではなく、その内容としても、子会社である銀行の業務について一般的な方向付けを行い、これを監督するという抽象的な経営管理業務が想定されていたといえる。つまり、改正前銀行法は、銀行持株会社に対して、一般的に、子会社である銀行の個別の取引関係等について具体的に指揮命令を行うなどのことまでを求めるものではなかったというべきである。

…上記の点に加え、A が B 銀行との間で締結したグループ経営管理契約の内容にも鑑みれば、A の取締役である被告らが負う義務は、A において子会社の業務に関して基本方針等を定め、この基本方針等が遵守されているかを監督し、必要に応じて是正を求めることを A の取締役会で決議するなどのものであったというべきである。

(2) その上で、被告らが、A において内部統制システムとして子会社の業務に関する基本方針等を定める義務に違反したか否かを検討する。

本件における A での A グループの反社会的勢力対策の管理状況についてみるに、まず、子会社のコンプライアンス管理業務に関する基本方針を定める点については、…A は、コンプライアンス統括部やコンプライアンス委員会と

いった組織を整備し、グループ経営管理規程を設けてAグループに属する各社について管理区分に応じた経営管理を行い、コンプライアンス管理に関する基本方針を策定していた。また、Aは、B銀行とグループ経営管理契約を締結し、B銀行からコンプライアンス管理上必要な事項について定期的又は随時報告を受け、必要に応じて事前に承認を得ることとしており、こうしたグループ管理体制は当時の他のいわゆるメガバンクにおけるものと概ね同様であった。そして、B銀行においても、同様のコンプライアンス管理体制がとられていた。さらに、Aは、平成12年、反社会的勢力との関係の遮断をコンプライアンス管理の一環とすること等を内容とする企業行動規範を策定し、平成15年3月、Aグループにおいてコンプライアンス遵守を図るための基本的な事項を定めた基本方針やマニュアル等を策定した。その後、Aは、基本方針細則等を改定し、B銀行を重点管理会社に分類し、Aやその子会社が定める反社会的勢力との取引排除推進体制を整備することとし、Aが求めた場合又は定期的に、同社に対し、傘下の会社を含めた反社会的勢力との取引に係る報告を行うこととしていた。

以上によれば、Aグループとしての反社会的勢力防止のための内部統制システムの構築は相当なものであり、被告らが同構築義務に違反するところはないというべきである。

(3) 次に、被告らは、前記のとおり、銀行持株会社の取締役として、子会社であるB銀行において反社会的勢力への対応を含むコンプライアンス管理に関する基本方針が遵守されているかを監督し、必要に応じて是正を求めることをAの取締役会で決議するなどの義務も負っていたといえる。そこで、このような監督・是正が適正に行われていたか、監督・是正が必要となる問題状況が生じていたかについて検討する。

(ア) まず、本件キャプティブローンについては、…もともと資金使途が具体的な商品又は役務の対価に限定されるものであり、反社会的勢力との取引によって弊害が生じるリスクが小さく、概ね2年半から3年程度の期間で取引が

解消されるものが多いという特徴を有していた。…本件キャプティブローンにおける反社会的勢力との取引数やその割合は、Aにおいて構築した内部統制システムを直ちに是正しなければならないような状況にあったとまではいうことができない。

さらに、A及びB銀行における本件キャプティブローンの検討状況については、…平成22年9月にCが関連会社化されるに当たって、Aは属性チェックの必要性があるものと整理し、B銀行も、平成21年4月頃、本件サンプルテストを実施した。そして、A及びB銀行は、平成22年10月以降、Aデータベースを利用した不芳属性先対応として、本件キャプティブローンの事後チェックを開始し、以後段階的に領域を拡大することとし、Cの反社会的勢力排除体制を確認した。また、B銀行は、同年9月から12月にかけて第1回事後チェックを行い、B銀行やAのコンプライアンス委員会や取締役会に報告した。もっとも、平成22年9月にCがグループの関連会社となった後、Cが、事後チェックの結果で不芳属性先に該当した取引をCのデータベースに反映させて入口チェックで活用することに強い難色を示したため、B銀行は、Cに対し、事後チェックの結果で反社会勢力に該当することが判明した取引のみを情報提供することとした。その後、平成23年3月11日には東日本大震災が発生し、その直後から、B銀行の事後チェック担当部署が震災関連業務に忙殺されることになり、同年6月以降に行われた第2回事後チェックの結果は、B銀行やAのコンプライアンス委員会や取締役会に簡略に報告されたに止まった。そして、第3回から第6回までの事後チェックの結果については、第1回及び第2回事後チェックに比して、不芳属性先や反社会的勢力との取引数やこれが本件キャプティブローンの取引数全体に占める割合に大きな変化はなく、反社会的勢力と認定された取引も、順次解消されていたことから、A及びB銀行のコンプライアンス委員会や取締役会に報告されなくなった。

(イ) …以上のような経緯に鑑みれば、A及びB銀行は、属性チェックの必要性について検討し、Cとの間でも関連会社化の前後において、属性チェックの実施に向けた交渉を行っていたといえる。もっとも、Aのコンプライアンス委

員会や取締役会における第1回及び第2回の事後チェックの結果の報告は簡略なものにとどまっており、第3回以降の事後チェックについては報告さえされていない。しかし、…本件キャプティブローンにおける反社会的勢力との取引の割合は、B銀行の一般与信取引における割合に比してあまり差がないものであった。そして、反社会的勢力との取引であるとされたものうちでも実際に取引先が反社会的勢力であると警察に確認されるものはわずかである。また、取引先が事後的に反社会的勢力になることもある。そして、Aグループには多数のグループ会社が存在し、これらの委員会や取締役会の開催時間が1時間弱程度と限られており、報告事項が多岐にわたっていて、コンプライアンス委員会関係では5分程度しか時間を割かれなかった。さらには、本件当時はまだ社会的にも反社会的勢力の排除が大きな潮流となりかける時期であり、過去の対応事例や他のメガバンクの参考事例もなかった。これらを総合的に考慮すれば、被告らにおいて、AないしAグループにおける反社会的勢力防止のための内部統制システムに支障が生じていたとはせず、監視・是正を行わなかったことについて、その判断に裁量違反はなく、本件全証拠を精査しても、監督・是正が必要となる特段の事情があったと認めるに足る証拠はない。

以上によれば、被告らには、Aの取締役として、本件キャプティブローンに関し、善管注意義務違反は認められないといわざるを得ない。

3. 検討

(1) 本判決⁽²⁾の位置づけ

本件は、みずほフィナンシャルグループ(A)の株主である原告らが、Aの取締役であった被告らに対し、Aの完全子会社であるみずほ銀行(B)と株式会社オリエントコーポレーション(C)とのキャプティブローンにおいて、融資先に、Aの内部の基準によれば反社会的勢力に該当する者が含まれていることを認識したにもかかわらず、Aの取締役として、①新たに反社会的勢力との

(2) 本判決の評釈として、田澤元章「判批」法学教室480号(2020年)115頁がある。

取引が発生することを防止するための体制を構築する義務及び②B銀行に対し、認識した当該反社会的勢力との取引を解消するために具体的な措置を講じるよう求める義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったという善管注意義務違反によって、Aが業務停止や信用毀損等の損害を被ったなどと主張して、会社法423条1項、847条3項に基づき、被告らに対し、連帯して、Aに同損害に相当する額等の損害賠償金の支払を求めた事案である。

この事件は、Cの商品であるキャプティブローンを通じて、融資金融機関であるBが反社会的勢力である暴力団に対して融資を行っていることが判明し、その後の金融庁の調査において、金融庁検査での説明が意図的な虚偽報告による検査忌避ではないかと疑われ、大きな社会問題として報道された事件である。その後、金融庁から業務改善命令が発令されるとともに、後日、Bの会長を兼任していたA会長およびBの頭取の退任を含め、AおよびBの首脳陣54名の社内処分が行われている⁽³⁾。

本判決は、銀行持株会社であるAにおけるグループ内での内部統制システム構築、および同システムが適正・円滑に運用されるよう監視について親会社の取締役としての善管注意義務違反の判断を示している点で実務上参考になる。また、親会社の取締役が、子会社の管理・運営に関して、親会社に対してどのような範囲で義務・責任を負うかについて言及している点、また、Aの役員の仕事懈怠につき、グループ経営管理機能の不備、およびグループガバナンスを有効に機能させる方策を講じていない不作為を理由に業務改善命令を下した金融庁の判断とは異なる判断がなされている点についても、子会社管理に係る親会社役員の会社法上の義務・責任を考察するにあたり一事例として示唆を得られるものと思われる。

(2) 企業集団における内部統制システムの構築義務

本判決は、Aのコンプライアンス委員会への報告により、本件キャプティブ

(3) 2013年10月29日産経新聞朝刊1面。

ローンが反社会的勢力に対する融資になりかねないという問題を被告らが認識した時点から、反社会的勢力に対してグループの組織全体で対応することができるよう、倫理規定や社内規則等の規程を制定するとともに、専門の部署を設置するなどして反社会的勢力に対し一元的に対応する組織体制を整備し、反社会的勢力からの被害を防止するために、Aグループ全体として顧客の属性判断を行う体制を内部統制システムとして構築する義務、そしてこれが適正かつ円滑に運用されるように監視する義務を負っていたとして、持株会社である親会社の取締役がグループ内部統制システムの構築・運用に関する義務を負うことを認めている。

大会社である取締役会設置会社の取締役会においては、内部統制システムの基本方針として、「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」、すなわち企業集団内部統制システムに関する事項を決定しなければならない（会社362条4項6号）。平成26年改正会社法施行前の事件である本件においても、旧会社法施行規則100条1項5号により、「当該株式会社並びにその親会社及び子会社なら成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を決定する義務が定められていた。

他方、本件当時における平成28年改正前銀行法52条の21第1項は、銀行持株会社の業務を、その子会社である銀行の経営管理を行うことと定めるとともに、同52条の21第2項は、「銀行持株会社は、その業務を営むに当たっては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。」と定めていた。また、同52条の21の2第1項は、「銀行持株会社は、その子会社である銀行…が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行…が行う業務…に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。」と定めていた⁽⁴⁾。このような規定から、少なくとも、銀行持株会社が行うべき経営管理の内容として、子会社である銀行の株主としての権利行使を通じて、子会社である銀行の業務について基本方針を定め、同銀行

の取締役を選任するとともに、上記の基本方針が遵守されているかを監督し、必要に応じ是正を求めるといような経営管理業務が想定されていたということが出来る⁽⁵⁾。

そのうえで、本判決は、「反社会的勢力に対してグループの組織全体で対応することができるよう、倫理規定や社内規則等の規程を制定するとともに、専門の部署を設置するなどして反社会的勢力に対し一元的に対応する組織体制を整備し、反社会的勢力からの被害を防止するために、Aグループ全体として顧客の属性判断を行う体制を内部統制システムとして構築する義務、そしてこれが適正かつ円滑に運用されるように監視する義務を負っていた」とするとともに、このような組織体制の整備に当たっては、取締役の判断に一定の裁量が認められるべきであるとする。

内部統制に関わる組織体制の整備に関する判断の裁量性について、内部統制システム構築義務それ自体に経営判断原則を及ぼすのは妥当ではないとされ、むしろ構築すべき最低水準のシステムを前提とした上で、その具体的な手段の選択と、最低水準を超えてどこまで充実させるかという点に経営者の裁量が働くと考えられるべきであるとされる⁽⁶⁾。

本件で問題とされている反社会的勢力排除に関しては、平成19年6月、政府の犯罪対策閣僚会議が「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」⁽⁷⁾を取りまとめたのを端緒とし、平成23年10月1日の東京都暴力団排除条

(4) なお、平成28年銀行法改正（平成29年4月施行）により、銀行持株会社は、そのグループの経営管理を行わなければならないとされ、銀行持株会社及び銀行においては、経営管理義務があることが明文化された。また、これまで必ずしも明確ではなかった経営管理の中身が具体化され、①グループ経営の基本方針の作成及び実施、②資本の分配および自己資本の充実その他のリスク管理に係る指針の策定および実施、③災害その他の事象が発生した場合における危機管理に係る指針の策定および実施、④利益相反の調整、⑤コンプライアンス体制の整備等について必要な事項を定めることが求められている。

(5) 本判決第3当裁判所の判断2(2)イ参照。

(6) 野村修也「判批」岩原紳作他編『会社法判例百選 [第3版]』(有斐閣・2016年)109頁。また、三浦治「判批」金判1582号(2020年)11頁も、会社ごと・対象とする行為ごとに、構築すべき最低限の水準は客観的に存在するものとされる。

例をはじめとして全国で暴力団排除条例が施行されている。

また、金融庁も、平成20年3月26日、「主要行等向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）の改正により、各銀行において、取締役会が、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、反社会的勢力による被害の防止を法令遵守・リスク管理事項として内部統制システムに位置付けているかという点、反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査を実施しているかという点、取引の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合に可能な限り速やかに関係を解消できるような取組を行っているかという点等が盛り込まれた。また、監督指針は、主要銀行において、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合や、反社会的勢力との関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その改善に専念することが必要である場合には、銀行法に基づき報告を求め業務改善命令を発出することとしている。

さらに、金融庁は、平成21年6月、銀行持株会社などの金融持株会社を経営管理会社とする金融コングロマリットに対する監督行政のあり方について、金融コングロマリット監督指針を公表した。同指針における反社会的勢力への対応については、企業グループにおいて適切な対応が可能なコンプライアンス態勢が整備されているかという点を監督上の着眼点の一つとしている。

他方、全国銀行協会は、平成19年7月、政府指針の策定を踏まえ、不当な資金活動の温床になりかねない取引の根絶のために反社会的勢力と断固として対決することを申し合わせるとともに、反社会的勢力に関する情報を収集し、各金融機関と共有できる体制の構築、反社会的勢力との融資取引等について契約

（7） 政府指針は、反社会的勢力を「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人」と定義し、企業において、一元的に反社会的勢力への対応や情報を管理、蓄積する専門部署を設置するなどの体制を整備し、取締役会での報告等を通じて経営トップ以下、組織全体として対応することを明記している。

解除を可能とする規定の整備、警察当局や外部専門機関との連携強化について検討に着手した旨発表した。その後、全国銀行協会は、平成20年11月、政府指針を踏まえた銀行取引約定書における暴力団排除条項の参考例をとりまとめ、会員銀行と共有した。これを受け、B銀行をはじめとする日本三大メガバンクは、平成21年4月以降、融資取引、普通預金勘定規定、当座勘定規定及び貸金庫規定に暴力団排除条項を順次導入した。

以上のように、AグループによるCの関連会社化がなされた平成22年以降の時期は、まさに、わが国において、反社会的勢力の排除についての社会的機運が急速に高まり、これに関する法規制が整えられていった時期であった⁽⁸⁾。

このような金融機関における反社会的勢力への対応においては、平成19年の政府指針の段階で、すでに「不当要求の拒絶」から、「一切の関係遮断」へと従来よりも一歩進んだ対策が求められていた点を指摘することができる⁽⁹⁾。

「一切の関係遮断」すなわち「取引の根絶」を目的として、同目的を達成するために必要な内部統制システムの構築が行われていたかという観点から⁽¹⁰⁾、A及びB銀行で採られていた内部統制システムをいかに評価することができるであろうか。

(3) 本件キャプティブローンの属性チェックに関する問題点

本判決の指摘する経緯によれば、本件キャプティブローンにおける反社会的勢力排除のため、A及びB銀行は、属性チェックの必要性について検討し、Cとの間でも関連会社化の前後において、属性チェックの実施に向けた交渉を

(8) みずほ銀行提携ローン業務適正化に関する特別調査委員会「調査報告書」(平成25年10月28日) 17頁。

(9) 鈴木仁史「反社会的勢力との関係遮断の法的リスクと金融機関の内部統制システム(下)」金融法務事情1869号(2009年)37頁。

(10) 本判決は、「反社会的勢力からの被害を防止するために」Aグループ全体として顧客の属性判断を行う体制としての内部統制システムの構築・運用監視義務を規範として掲げているが、被害防止という表現からは、不当要求への対応という旧態依然とした問題認識しかなされていなかったのではないかという疑念が生ずる。

行っていた。とくにCをAグループの関連会社化する際に、Aのコンプライアンス統括部において、弁護士意見も踏まえ、レピューテーションリスクの増加、守秘義務違反のリスクがなくなること及びB銀行とCの債務者区分の整合性が求められることから、本キャプティブローンに関し、Aグループとしての属性チェックを実施する必要があると判断しており、AおよびB銀行においてCの関連会社化に伴う属性チェックのあり方について検討が進められた⁽¹¹⁾。

ところが、従来、Aグループにおいては、同グループとの取引にふさわしくない先を排除し、不良債権やトラブル発生を未然に防ぐことを目的として、いわゆる「反社会的勢力」の概念よりも相当広範な概念である「不芳属性先」と分類する情報群の枠組みを設定し、これに属する情報の収集を行っていた⁽¹²⁾。

これに対して、信販会社であるCでは、反社会的勢力の排除に係る体制整備の状況において、B銀行とは大きな隔たりがあり、Cでは、反社会的勢力の管理に係る規程等の整備といった情報管理体制も構築しておらず、顧客との契約条項における暴排条項も導入していないなど、体制整備の途上にあつた⁽¹³⁾。また、Aの不芳属性先の範囲は相当広範囲にわたっており、仮に入口チェック（顧客から申込みがなされた際に、Cが行う保証審査において、Aの不芳属性先情報を用いること）を導入するとすれば、反社会的勢力に該当せず、かつ、信用上は必ずしも問題のない顧客を審査で落とすことになり、通常複数の信販会社と取引をする加盟店において、Cを避けるようになり、ひいてはCの営

(11) 前掲・調査報告書（注8）42～43頁。

(12) 反社会的勢力を3つのグループに分類し、そのうち、総会屋、暴力団構成員・準構成員並びにフロント企業及びその役員で構成される第1グループ、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、企業ゴロで構成される第2グループを狭義の反社取引とし、これらとの取引は解消する方針で対応することとされた。また、情報の確度等の問題から、狭義の反社取引に分類できない取引先、ブラックジャーナリスト及び社会問題化している団体等で構成される第3グループとの取引については、原則として対象取引の規模を可能な限り縮小し、最終的には取引を解消する方針で対応することとされていた。本判决第3認定事実（5）エ参照。

(13) 前掲・調査報告書（注8）45頁。

業力・競争力の低下等が生じることが懸念された。そこで、Cの関連会社化に際し、当面は事後チェックのみを行うことが決定された⁽¹⁴⁾。

その後、平成22年12月に、第1回の事後チェックの結果、約108万件中、228件が、Aの基準によれば反社認定先との取引に該当することが判明し、事後チェックにおいてB銀行が不芳属性先又は反社認定先とした顧客との間でCが将来新たな取引を行うことを防止するため、平成22年11月ころから、当該顧客情報をCの入口チェックで用いるよう、Cの担当者との間で協議を重ねた。

しかし、C側は、B銀行の不芳属性先情報については、その範囲が極めて広く、その範囲で取引を謝絶することとなれば、信販会社として営業上不利益になること、システム上別途の対応を要すること等の理由から、その受入れを拒む姿勢を示したため、第1回の事後チェックの結果の還元については、とりあえず、反社認定先のみとすることとし、その範囲の拡大は引き続き検討課題とされた。

その後は、Aのコンプライアンス委員会や取締役会における第1回及び第2回の事後チェックの結果の報告は簡略なものにとどまっており、第3回以降の事後チェックについては報告さえされておらず、Aの不芳属性先データベース導入を拒絶するCの強い意向を背景に、その後、平成24年以降はAとCとの間で属性チェック領域の拡大については特段の折衝も行われていない⁽¹⁵⁾。

他方、本判決は、属性チェックの結果、本件キャプティブローンにおける反社会的勢力との取引の割合は、B銀行の一般与信取引における割合に比してあまり差がないものであった点、また、反社会的勢力との取引であるとされたもののうちでも実際に取引先が反社会的勢力であると警察に確認されるものはわずかであった点を指摘している⁽¹⁶⁾。

(14) 前掲・調査報告書（注8）47頁。この点を踏まえて、Aの失敗は、反社会的勢力とまでは断定できない属性についても、「排除されるべきもの」に含めてしまい、過大な管理責任を自ら負ったことにあるとも指摘されている。井上泉「みずほ銀行反社会的勢力融資事件に関する諸問題」日本経営倫理学会誌22号（2015年）217頁。

(15) 前掲・調査報告書（注8）68頁。

しかしながら、本件では第1回事後チェックの結果、Aの不芳属性先に該当した228件のうち、76%が総会屋、暴力団構成員等との取引に該当し、B銀行の一般の与信取引における割合34%よりも高いものであった点が明らかになっている以上は、全体の割合が0.02%にとどまり、比較的短期に解消される予定の取引であることをもって、その後の検討を放置することにつき裁量が認められるとする点には疑念を抱かざるを得ない。

（4）裁量違反の有無に関する要因

本判決は、被告らの内部統制システムの構築・運用に関する裁量違反がないと判断する要因として、①Aグループには多数のグループ会社が存在し、これらの委員会や取締役会の開催時間が1時間弱程度と限られており、報告事項が多岐にわたっていて、コンプライアンス委員会関係では5分程度しか時間を割かれなかった点、②本件当時はまだ社会的にも反社会的勢力の排除が大きな潮流となりかける時期であり、過去の対応事例や他のメガバンクの参考事例もなかったことを指摘している。

しかし、①については、本来、大企業における業務範囲が広範に及ぶためにこそ、内部統制システムの構築が求められているのであり、取締役会での審議時間が限られていることが、対応が遅れたことを許容する理由になり得とは思われぬ。高い公共性を担う金融機関・金融グループとして、反社会的勢力との取引断絶を理念として掲げる以上は、組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度を機能させ、その取組みに関する経営陣への報告ルールを明確に確立させ、行内に十分に浸透させる必要がある。

この点、本件では、事後チェックの結果、取締役会に報告された228件の取引につき、どのような解消のための措置を採るのか⁽¹⁷⁾について、取締役会での

(16) CがB銀行の要請に基づいて平成25年5月から10月にかけて代位弁済した147件の正常債権で反社会的勢力排除条項がある取引のうち、警察に照会して該当情報が明確に得られた件数が3件にとどまっている。みずほ銀行オリコ間の提携ローン問題等に関する検証委員会「検証報告書」（2013年12月27日）7頁。

報告または協議によって確認できるような体制が整備されていたとはいえ、東日本大震災に伴うシステム障害を受けた役職員の異動・退任によって課題認識の断絶が生じ、属性チェックの課題につき十分な引継ぎが行われなかった点につき、Aの内部統制システムには欠陥が発生していたと言わざるを得ない。

さらに、本件キャプティブローンについて、Aの取締役会で従来からCとの交渉の結果を踏まえた検討課題、関連会社化する際の問題点、事後チェックの結果等が報告されていた経緯、および被告らはAの取締役であると同時に、B銀行の取締役も兼任しており、両社の取締役会での報告を二重に受けていた点からすれば、被告らは、取締役会への報告内容が徐々に手薄になり、最終的には報告もされなくなっていた点につき、放念していたものと言わざるを得ない。

また、②についても、平成19年の政府指針を皮切りに、平成20年以降に、金融機関の融資取引その他の約款において暴力団排除条項の導入が行われている状況の中で、Cを関連会社化した平成22年9月の時点においては、反社会的勢力の排除が未だ黎明期にあったといえるのか、他社の参考事例はないものの、AおよびB銀行に対する金融庁の行政処分以降、三菱UFJ銀行や三井住友銀行、その他多数の信託銀行、地方銀行、保険会社でも暴力団関係者への融資があることが本事件以降判明した⁽¹⁸⁾が、特段の問題が指摘されていない点に鑑みれば、内部統制システムの支障につき、監視・是正を行わなかったことにつき、その判断に裁量違反はないとした本判決の判断は妥当とは言えない⁽¹⁹⁾。

(17) 解消措置としては、事後チェックの結果判明した反社認定先について、B銀行からCに対して提携契約に基づく代位弁済を求めることが考えられる。

(18) MSN産経ニュース2013年11月14日、M朝日新聞デジタル2013年10月26日。

(19) 前掲・調査報告書（注8）は、本件における問題の所在として、①本キャプティブローンが自行の貸付債権であるという意識が希薄であったこと、②反社会的勢力との関係遮断に組織として取り組むことの重要性に対する役職員の認識が不足していたこと、③役職員の退任・異動により課題認識の断絶が生じたこと、④組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度が機能しなかったこと、⑤反社会的勢力の問題の経営陣に対する報告の行内ルールが明確性を欠き、行内に十分浸透していなかったこと、⑥コンプライアンス統括部渉外室と他の関連部署との間の連携・コミュニケーションが不足していたこと、⑦内部監査が十分に機能していなかったこと、⑧金融庁への報告に際して確認不足・不徹底な対応があったことを挙げている。

(5) 子会社管理に関する親会社役員の義務

本判決は、Aの取締役として被告らは、Aグループ全体として内部統制体制を構築し、同体制が適正かつ円滑に運用されるように監視し、あるいは子会社の株主としてAが適切に権利行使するようにさせることによって上記の義務を履行するものであり、子会社の業務において上記のグループとしての内部統制システムの円滑な運用に支障を来すような事情が見受けられないにもかかわらず、子会社である銀行に対して具体的な業務を直接指導するなどの義務を負うことはないと判示する。

このような本判決の表現からは、親会社の子会社管理責任を一般的に否定した説示と位置づけることは妥当ではないが、従来から議論されていた、子会社の管理につき親会社取締役がどのような義務・責任を負うかについて若干の整理を試みる⁽²⁰⁾。

孫会社が外国法令違反により制裁金を課されたことにつき、完全親会社の取締役の責任が問われた野村証券事件判決（東京地判平成13年1月25日判時1760号144頁）は、親会社と子会社（孫会社を含む）の別人格性をもとに、法人格否認の法理が適用される場合のほか、親会社の取締役に任務懈怠責任が認められるのは、親会社の取締役が子会社に指図するなど子会社の意思決定を支配し、その指図が親会社に対する任務懈怠を構成する場合に限定されると判示する。

上記判決と同様に、子会社の管理に関する不作為を根拠に親会社取締役の責任を認めることに慎重な見解⁽²¹⁾が主張されており⁽²²⁾、親子会社間における法人の分離原則をもとに、株主権を超えた子会社の業務執行に対する親会社の監督

(20) 本判決の表現をもって、子会社管理に関する親会社役員の一般的な義務が否定されたわけではなく、単に、子会社管理につき、内部統制システムが有効に機能していることに係る信頼の原則を述べているにすぎないものとも考えられる。

(21) 柴田和志「子会社管理における親会社の責任（下）」商事法務1465号（1997年）70頁、志谷匡史「親子会社と取締役の責任」小林秀之＝近藤光男編『新版株主代表訴訟大系』（弘文堂・2002年）126頁。

義務は原則として認められないと説く見解も主張されている⁽²³⁾。

これに対して、福岡魚市場事件判決（福岡高判平成24年4月13日金判1399号24頁、資料版商事法務360号44頁）の前後から、親会社取締役の義務・責任を広く解する見解が有力に主張されている。とくに、親会社が保有する子会社株式は親会社の資産であるため、親会社の取締役は子会社株式の価値が毀損しないように子会社を監督すべき義務を負うとする議論（「資産管理義務論」）が有力に主張されており⁽²⁴⁾、親会社取締役としての職務中には、親会社および親会社株主全体の利益の観点から子会社の管理を行うことが含まれるとする立場は多数を占めるに至っているといわれる⁽²⁵⁾。

また、子会社の内部統制システムの構築・運用については、子会社の独自性、およびグループ経営に係る裁量性を確保する見地から、親会社と同等のシステムを構築・運用させるべき義務はないとする見解⁽²⁶⁾がある一方、金融持株会社については、親会社におけると同等のシステムを構築すべき義務が認められるとの立場も主張されている⁽²⁷⁾。

一般的な親子会社または事業持株会社におけるグループ経営における、子会社の内部統制システムの構築については、グループ内での統一的な体制の構築を求めず、一定の自由裁量に委ねる余地は認められるであろう。しかし、金融

(22) 加藤貴仁『会社法コンメンタル補巻—平成26年改正』（商事法務・2019年）396頁は、これらの見解につき、純粋持株会社を解禁した平成9年の独占禁止法改正前のものであり、独占禁止法違反に問われないために、子会社の事業活動に関与しないことが法的に望ましいと考えられてきた時代のものであるとする。

(23) 高橋英治「企業集団における内部統制」ジュリスト1452号（2013年）30頁。

(24) 船津浩司「『グループ経営』の義務と責任」（商事法務・2010年）230頁、久保田安彦「判批」監査役599号（2012年）87頁。

(25) 加藤・前掲（注22）400頁。藤田友敬「親会社株主の保護」ジュリスト1472号（2014年）37頁は、平成26年改正の議論において、子会社の不適切な業務執行について親会社取締役が責任を負うことは原則としてないとした野村證券事件判決のような考え方は現在ではそのまま妥当しないことについて共通の認識があったとされる。

(26) 大塚和成他編『内部統制システムの法的展開』（青林書院・2015年）214頁。

(27) 岩原紳作「銀行持株会社による子会社管理に関する銀行法と会社法の交錯」松嶋英機他編『新しい時代の民事司法』（商事法務・2011年）427頁。

持株会社については⁽²⁸⁾、金融庁の金融コングロマリット監督指針において、持株会社による中央集権的な経営管理をすべき点を金融監督上の評価項目とされており⁽²⁹⁾、金融コングロマリットにおける完全子会社については、あたかも持株会社の中の一部門のように、持株会社の指揮命令系統の下で運営されているという認識が基礎に置かれている⁽³⁰⁾点では、その他の親子会社関係とは異なる見方ができる。

また、平成26年会社法改正によって、大会社である取締役会設置会社の取締役会において決定しなければならない内部統制システムの基本方針の中に、「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」として、企業集団内部統制システムが含まれることが、会社法の規定（会社362条4項6号）として明確化された⁽³¹⁾が、同改正に係る審議過程を踏まえれば、子会社管理に関する親会社取締役の義務・責任の厳格化を示唆するものとする見方が有力である⁽³²⁾。

さらに、銀行持株会社においては、平成28年銀行法の改正により、グループ経営管理義務が明文化されたことを踏まえれば、現在では、金融持株会社の取

(28) 金融機関の公共性、株主の経営監督機能の後退（銀行法23条により株主の帳簿閲覧請求権が否定されている）、預金保険制度の下での不特定多数の預金者による銀行経営の監視機能が十分ではない点から、金融機関には高度の自己規律が求められ、一般の事業会社に比べ、よりリスクを避けることが会社法上の法令遵守義務・善管注意義務の内容として求められている。藤田隼輝「融資取引における暴排条項の適用と金融機関取締役等の善管注意義務」金融法務事情1984号（2013年）36頁。

(29) 詳細は、岩原・前掲（注27）425頁以下参照。

(30) 岩原・前掲（注27）428頁。

(31) 平成26年会社法改正においては、従来、法務省令としての会社法施行規則100条1項5号に明記されていた「当該株式会社並びにその親会社及び子会社なら成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を、会社法本体に定めることとしたにすぎないとされている。岩原紳作発言「座談会—改正会社法の意義と今後の課題」坂本三郎編著『立案担当者による平成26年改正会社法の解説』（商事法務・2015年）104頁、加藤・前掲（注22）394頁等。

(32) 森本滋「平成26年会社法改正の理念と課題」法の支配176号（2015年）64頁、弥永真生「会社法の下での企業集団における内部統制」弥永真生編著『企業集団における内部統制』（同文館・2016年）4頁。

締役には、グループ全体としての内部統制体制の構築・運用を通してのみならず、法令遵守・リスク管理については子会社である銀行に対して具体的な指揮・命令を行う義務を負うものと解することができる。

4. 総括

一般に、銀行の取締役が負うべき注意義務については、銀行業が広く預金者から資金を集め、これを原資として企業等に融資することを本質とする免許事業であること、銀行の取締役は金融取引の専門家であり、その知識経験を活用して融資業務を行うことが期待されていること等から、融資業務に際して要求される銀行の取締役の注意義務の程度は一般の株式会社取締役の場合に比べ高い水準のものであると解され、いわゆる経営判断の原則が適用される余地はそれだけ限定的なものにとどまるとされている⁽³³⁾。また、銀行およびその持株会社には、経済の基幹インフラとして重要な金融仲介機能を果たすことことから、高度の公共性が認められ⁽³⁴⁾、その内部統制体制の構築・運用においては、単に融資の回収不能という事態を回避するために必要な体制を整備するのみならず、反社会的勢力との取引断絶に向けた体制の整備についても裁量の余地は狭いものと解すべきである。

本判決では、被告らの善管注意義務違反が否定されているが、銀行もしくは銀行持株会社の取締役としての内部統制体制の構築・運用に係る義務に関する考慮が不十分な点を指摘することができる。本件の被告らにおいては、反社取引排除というグループ一体となって取り組むべき課題に対して、Cの関連会社化の課題として不芳属性対応を認識していたにもかかわらず、適切なグループ

(33) 最三小決平成21年11月9日刑集63巻9号1117頁判時2069号156頁、岩原紳作「判批」ジュリスト1422号（2011年）138頁。

(34) 銀行法27条は、銀行が法令・定款もしくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したときまたは公益を害する行為をしたとき、内閣総理大臣は銀行の取締役の解任命令を出すことができるものと定めている。このことは、銀行の高度な公共性を裏づける事情として指摘されている。須藤克己「銀行の取締役に科せられた善管注意義務と経営判断原則」金融法務事情2083号（2018年）19頁。

経営管理機能を怠った点、および取締役会においてグループ経営管理に係る重要事項を審議する態勢を整備していなかった点につき、善管注意義務違反を認めざるを得ないのではないかと思われる。

また、本判決は、本件当時はまだ社会的にも反社会的勢力の排除が大きな潮流となりかける時期であり、過去の対応事例や他のメガバンクの参考事例もなかった等の諸般の事情を考慮し、AやB銀行が政策的な観点からの非難、改善要求は別として、被告らについて、法的義務違反として責任追及をすることはできないと結論づけている。これは、金融庁の行政処分と、会社法上の役員等の任務懈怠責任については異なる価値判断を下し得ることを示唆するものともみることができる。

しかし、株式会社の取締役には、当該株式会社が業務を行うに際して遵守すべき義務を適切に履行すべき責任を負うこと⁽³⁵⁾、および銀行持株会社の運営における高い公共性の確保という見地から、本件当時においては、すでに金融業界において反社会的勢力の排除の具体的対応策が提示されており、AおよびB銀行が従来検討していた課題を2年以上放置していたことをもって裁量の範囲内とみることは妥当ではない。仮に、被告らの責任を否定するとしても、損害論または相当因果関係論を用いる余地があったのではないかと思われる。

—まつい ひでき・東洋大学法学部教授—

(35) 最判平成12年7月7日民集54巻6号1767頁が、取締役の法令遵守義務の対象として、商法その他の法令中の、会社を名あて人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定が含まれるものとしていることからすれば、会社としての利益追及にとどまらない公益確保の観点からの義務の履行が要求されているとみることができる。